

するものでございます。

次に今回の改正の主なものでございます第五条の給料表の別表の改正でございますが、資料の二枚目及び三枚目に改正をいたすものがございますが、この改正給料表を適用して、各等級号給に該当いたします職員をもって給与改定額を算出いたしますと、資料一枚目の上段にございます給料等級別平均額の実質のようにより等級においては三・四％、額といたしましては一万二千六百七十円、二等級においては三・一四％、額にして一万二千二百一十一円、三等級においては三・一一％、額にして七千六百八十円、四等級は三・四九％、額にして八千五百二十七円、五等級は三・三六％、額にして七千六百五十円の引き上げになり、職員全体の平均を申し上げますと、三・二一％額にいたしましたして八千六百四十七円の引き上げとなるものでございます。

なお、給料表の改定にあたりましては、従前より御指摘をいただいております給料体系における職務職階制を考慮した中で若干ではございますが、昨年同様その趣旨に沿って努力してまいったわけでございます。

以上申し上げました数値を基準内給与で見ますと、資料一枚目の(3)にあります基準内給与のとおり、実質給料においては二・六八％、住居手当、通勤手当等の諸手当で〇・四三％で合計いたしますと三・一％の引き上げと相なるものでございます。この数値が今回のベースアップの三・一％であるということになるわけでございます。

なお、参考ではございますが、他市の改定状況は現在わかっている範囲でございすけれども、国家公務員と同じ率の三・一一％が当市を含めまして十一市、東京都並みが八市でございます。

次に改正後の初任給を参考までに申し上げますと、資料の一枚目の(4)にございますように、高校卒が四千四百円引き上げまして十一万七千五百円、短大卒が四千七百円引き上げまして十二万九千二百円、大学卒で五千円引き上げまして十四万一千七百円と相なります。

なお、今回の改正に要します財源は一般会計、特別会計合わせまして一億四百三十九万五千円程度と見込んでおります。

次に附則でございすが、第一項及び第二項については改正条例の施行期日等を規定したものでございまして、本条例は公布の日から施行いたしましたして、改正後の条例は平成元年四月一日から適用いたそうとするものでございます。

次に第三項は給与の内払いを定めたものでございまして、改正前の規定に基づいた一般職の職員に支払われた給与は改正後の規定によって支払われる給与の内払いであることを規定したものでございます。

以上大変雑駁な説明でございすが、慎重御審議賜りまして原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。

ただいま提案理由の中で申し上げましたが、住居手当の中で九千円もしくは七千九百円と申し上げますが、資料の中では九千円、七千九百円という形で改正表が載っておりますが、条例の中では九千円以内という形で定めようとするものでございますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

○これより本案に対する質疑を行います。

○十八番（小野沢久君） 数字的なことですが、これは毎回聞いておりますので、すぐに出ると思います。まずこのベースアップ分に対する平均年齢がいくつになっているのかを一つお願いします。

それから、民間と一番違うのは、民間は年に一回昇給ということでありまして、ベースアップのほかに定期昇給があるわけですが、その両方を足した数字でないとなかなか市民には理解できないわけでありまして、定期昇給の平均がどのようになっているのか。何％でいくつになっているのか。両方足した金額でのこの年度内のアップはいくらになるのかという説明もお願いします。

それから、この後に出てくる期末手当の改正も含めてこのベースアップによる平均年齢の年収がいくつになるのか、お願いします。

○総務部長（森田進君） 自席から御答弁申し上げます。

まず平均年齢につきましては、平成元年四月一日現在で三十八歳十一カ月でございます。

それから改正と定期昇給の関係ですが、今回の給与改定に伴います改定については先ほど申し上げましたように八千六百四十七円でございまして、定期昇給の額が七千六百二十八円でございます。改定率につきましては、給料表の中で申し上げますと、三・二一％、定期昇給については定昇率で申し上げますと二・七五％、この給料表の中での改定額あるいは定昇率を含めました引き上げ額は給料表の数字ですと一万六千二百七十五円、引き上げ率は六・〇五％となります。

○議長（仲村清信君） 暫時休憩いたします。

午前 十時 三十五分 休憩

午前 十時 三十五分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（森田 進君） 大変貴重な時間を申し訳ございません。

三点目の平均の年収でございしますが、五百七十万五千六百円あまりでございします。それから二点目に御質問ございました定期昇給と給与改定に伴う基準内給与、いわゆる三・一％に見合う率でございしますが、この数字は五・四八％くらいになるうかと思ひます。

○議長（仲村清信君） ほかになければ本件に対する質疑は以上で終わります。

これより議案第四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第四号は原案のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第七 議案第五号 福生市の一般職の職員の平成元年六月期期末手当の支給割合を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

合を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君 登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきまして、議案第五号 福生市の一般職の職員の平成元年六月期期末手当の支給割合を定める条例の一部を改正する条例について提案理由ならびに内容について御説明を申し上げます。

本条例は提案理由にもございますように国家公務員の期末手当の支給割り圧の改正等を踏まえまして、他市の改正状況を考慮し、福生市の一般職の職員の平成元年六月期の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

それでは改正の内容でございしますが、第二条の期末手当の支給割合を現行の百分の百四十七を百分の百六十に改め、勤勉手当の百分の百五十を合わせまして百分の二百十、月数にしますと、二・一カ月といったそうとするものでございます。

次に附則でございしますが、この条例は公布の日から施行いたしまして、本条例の規定は平成元年六月十二日から適用しようとするものでございます。

以上大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議賜りまして原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。

以上大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑は終わりました。

これより議案第五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第五号は原案のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第八 議案第六号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君 登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきまして、議案第六号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第四号）の提案理由と内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、今回の補正予算は先ほど御議決を賜りました市議会議員及び特別職等の期末手当の条例改正に伴うもの、給与改定等による職員人件費等がすべてでございます。その内訳を申し上げますと、議員、特別職の期末手当分が百八十三万四千円、職員人件費は給料といたしまして給与改定等による増加分と改定のための財源留保額との差額六百六十七万九千円の増額補正でございます。職員手当については給与及び期末手当の改定による増加分と超過勤務手当の不足分、職員の退職等によります調整額の合計で五千四百八十二万六千円でございます。そのほかに児童手当で対象者の変化によります減額九万二千元、共済費については給与改定分と負担金の率の改定によります追加分六百十三万七千円がございます。合計いたしますと補正額は六千九百三十八万四千円と相なる次第でございます。これらに要する財源については予備費を充当いたそうとするものでございます。

それでは内容につきまして御説明申し上げます。

予算書の一ページをお開きいただきたいと思ひます。第一条におきましては補正後の歳入歳出予算は第一表歳入歳出予算補正によるものとすると定めようとするものでございます。

次に二ページをお開きいただきたいと思ひます。第一表歳出についてでございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、今回の補正はすべて人件費でございますので、議員及び特別職については期末手当の額と職員人件費につきましては、各款項の補正額と職員の人数を申し上げまして御説明とさせていただきますので、よろしく御了承をお願い申し上げます。

まず、第一款議会費におきましては三百七十六万一千円の追加で、これは議員の期末手当分百四十八万五千元と職員八名分の人件費二百二十七万六千円の合計でございます。

第二款総務費の総務管理費におきましては二千二百二十八万五千円の追加は特別職の期末手当分三十四万九千元と職員七十七名分の人件費二千九百三十三万六千円との合計額でございます。徴税費の二百九十八万四千円につきましては、職員三十名分でございます。戸籍住民基本台帳費は四十九万円の減額でございます。これは給与及び超過勤務手当の減額による相殺によるもので、職員十七名分でございます。選挙費の百万七千円につきましては、職員三名分でございます。統計調査費につきましては、職員三名分でございます。職員二名分でございます。鑑査委員費の七十万二千元につきましては、職員三名分でございます。

次に第三款民生費でございますが、社会福祉費につきましては、四百三十一万七千円で、職員二十九名分でございます。児童福祉費は三百五十五万三千円で職員二十七名分でございます。生活保護費は百六十三万七千円で職員六名分でございます。

次に第四款衛生費でございますが、保健衛生費で百九万七千円は職員九名分でございます。清掃費は二百八万六千円で、職員十三名分でございます。

第六款農林水産業費の農業費では六十一万一千円で、職員三名分でございます。

第七款商工費につきましては、百八万四千円で職員四名分でございます。

第八款土木費でございますが、土木管理費において百十六万八千円で職員四名分でございます。道路橋りょう費の四百四十五万九千円は職員十一名分でございます。都市計画費につきましては、三百六十六万六千円で職員二十名分でございます。住宅費は五十一万八千円で職員二名分でございます。

次に第十款教育費でございます。教育総務費につきましては、三百二十六万四千円の追加で職員二十二

五百四十八万二千円を追加しまして、歳入合計七億五千三百三十四万八千円といたそうとするものでございます。

次に歳出でございますが、水道管理費におきまして職員二十八名分の給料等は四百九十七万三千円の増額でございます。内容といたしましては浄水費で職員二名分五十四万円、配水費では職員十名分二百十五万九千円、給水費では職員三名分四十七万五千円、受託事業費では職員一名分十四万二千円、業務費では職員十二名分百六十五万七千円でございます。続きまして建設改良費におきましては職員一名分の給料等で五十万九千円の増額でございます。歳出合計五百四十八万二千円の増額補正をしようとするものでございます。したがって、歳入歳出合計それぞれ七億五千三百三十四万八千円と定めようとするものでございます。

以上大変雑駁でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑は終わりました。
これより議案第九号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九号は原案のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

これをもって平成二年第一回福生市議会臨時会を閉会いたします。

午前 十時 五十四分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

議員

議員

議員

仲村清信

南木繁男

佐藤慶二

林田武

福総文発第二千八百一号

平成二年一月十九日

福生市議会議長

仲村清信殿

平成二年第一回福生市議会臨時会の招集について

平成二年一月十九日付け、福生市告示第一号（別紙参照）をもって、平成二年第一回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

福生市長 石川彌八郎 印

写

福生市告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、平成二年
第一回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成二年一月十九日

福生市長 石 川 彌八郎 印

一 期 日 平成二年一月二十六日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 福生市の一般職の職員の平成元年六月期期末手当の支給割合を定める条例の一部を改正する条例

(6) 平成元年度福生市一般会計補正予算（第四号）